

令和2年第7回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和2年7月29日(水) 開会：14時30分 閉会：16時00分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 4F防災対策室

3 出席者の氏名

教 育 長 中 馬 好 行  
委 員 松 田 福 美  
委 員 松 田 敬 子  
委 員 片 山 研 治  
委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 久 行 竜 二  
教 育 政 策 課 長 山 本 次 雄  
生 涯 学 習 課 長 川 上 浩 史  
学 校 教 育 課 長 魚 谷 祐 司  
人 権 教 育 課 長 坪 金 裕 子  
学 校 給 食 課 長 橋 野 博 一  
中 央 図 書 館 長 石 村 和 広  
熊 毛 総 合 出 張 所 次 長 品 田 浩  
鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 金 本 久 志

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 三 浦 勢 司  
教育政策課主査 重 安 智 美

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第20号 周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
3	報告第21号 令和2年度周南市一般会計補正予算要求について
4	議案第23号 令和3年度使用周南市中学校教科用図書及び令和3年度使用周南市小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について

7 委員会協議会

(1) 周南市人権教育推進協議会委員の解嘱及び委嘱について

(報告者：人権教育課)

(2) 8月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について

(報告者：教育政策課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

### 教育長

ただ今から、令和2年第7回教育委員会定例会を開催します。

審議に入る前に、この度、岡寺委員が新たに教育委員に就任されました。ついては、岡寺委員から、一言ご挨拶をお願いいたします。

### 岡寺委員

こんにちは。今、徳山高校のPTAや住吉中学校のPTAの役員をしております。以前は今宿小学校でPTA会長をしていました。

そういうこともありまして、学校関係者の皆様とはずっと長い間関わりを持たせていただいていた。ご縁あってこういう形で務めさせていただくことになりましたので、一保護者としていろいろな意見を言っていけたらと思っています。よろしくをお願いいたします。

### 教育長

ありがとうございました。

それでは、議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。

本日の会議録署名委員は、松田福美委員さんと松田敬子委員さんをお願いします。

2	報告第20号 周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
---	---------------------------------------

### 教育長

続いて日程第2、報告第20号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

この件につきまして、学校給食課から説明をお願いします。

### 学校給食課長

学校給食課です。

報告第20号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」ご報告いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づくものです。

議案書の2ページをお願いします。

学校給食センター運営審議会は、周南市立学校給食センター運営審議会規則に基づき、給食費の額の決定、給食物資の購入計画、給食センターの運営に関してご審議いただくもので、令和2年3月末での任期満了に伴い、11名の方に委嘱を行うものです。

この度は一部改選ですが、新型コロナウイルス感染症対策の影響に伴い、各機関からの委員選出に時間を要しましたことから、この度の委員会報告となりました。

委員の一覧表をお示ししておりますので、ご参照ください。

委嘱期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となります。

以上、ご報告申し上げます。

### 教育長

この件について、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

#### 教育長

それでは、報告第20号を承認します。

3	報告第21号 令和2年度周南市一般会計補正予算要求について
---	-------------------------------

#### 教育長

続いて日程第3、報告第21号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いします。

#### 学校教育課長

それでは、報告第21号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」につきましてご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

議案書の4、5ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、国の第2次補正予算に係る国庫補助事業の概要が示されたことにより、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」のための人的・物的体制整備事業に関する経費の補正について、教育長が事務を代決しましたことについて、報告するものでございます。

学校教育課の所管事務に係る歳出予算の補正といたしまして、「教育費」「教育総務費」「教育指導費」の新型コロナウイルス対策費(学校業務支援員配置)の会計年度任用職員報酬及び費用弁償として1千170万3千円の増額をするものでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図る中で増大する教員の業務支援を図り、教員がその専門性を活かして児童生徒への支援や教材研究等に注力できる体制を整備するため、学校業務支援員22名を新たに追加配置するものでございます。

次に、同じく「教育費」「教育総務費」「教育指導費」の新型コロナウイルス対策費(学習支援体制整備)の消耗品費及び庁用器具費として5千250万円の増額をするものでございます。

これは、学校が、感染症対策等を徹底しながら、子どもたちの学習保障を図るため、消毒用アルコール等の保健衛生用品の追加購入に係る経費、また、学びの確実な定着を図るために、家庭学習に用いる図書やドリル教材等の購入に係る経費を計上したものでございます。

なお、これらの事業に充当する財源といたしまして、4ページに掲載しております、「国庫支出金」及び「県支出金」に関して、所要の追加補正を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

#### 教育長

この件について、何か質問がございますか。

#### 片山委員

学校業務支援員22名となっておりますが、小・中学校への配置の内訳を教えてください。

## 学校教育課長

小学校に関しましては、14校に配置いたします。内訳といたしましては、年度当初の未配置校6校に対しまして1名ずつ、既に配置している学校ではありますが、複数配置をする学校が8校で、計14校でございます。

中学校に関しましては、未配置校1校。これは鹿野中学校で、鹿野小学校と兼務という形で配置をいたします。

また、既に配置をしている学校8校に対して複数配置という形で配置をいたします。学校数とすれば、合計で23校でございますが、うち鹿野小・中学校は1名が兼務をするという形を取りますので、22名の配置となります。

## 教育長

前段として、今年度当初に小・中学校41校に対して26名配置をしており、今回さらに22名を追加配置して合計で48名となります。この48名を41校にどのように配置するかということで、今、学校教育課長が申しましたように大規模校には複数、小規模校には1名、鹿野小・中学校は2校で1名ということで進めております。そうした工夫をしながら進めていきます。

## 松田福美委員

4月から遡って配置されるのでしょうか、それとも遡らないのでしょうか。遡らない場合、いつからいつまでの配置になりますか。

## 学校教育課長

学校業務支援員の追加配置に関しましては、8月17日からの配置を目指して現在、募集をしており、8月に入って面接等を行う予定でございます。

## 松田福美委員

いわゆる2学期からの対応がこれで十分できるということですね。

## 学校教育課長

そのようになっております。

## 松田福美委員

これまでもコロナウイルス対策で、学校では色々と用意したり、児童生徒に対応したりと、業務が今まで以上に増えているのではないかと思います。2学期から十分な対応が取れるのはありがたいと思います。

## 教育長

今回、22名を追加させていただくのですが、ひとつは学校の消毒のためです。学校の必要に応じて行っていくという配置にしています。

それから、ご承知のとおり、学校業務支援員は会計年度任用職員という扱いで、これは原則公募し、そして面接をして決定するというプロセスを経ています。ですので、それには、やはり相当な期間がかかります。

ただ、これに時間がかかると配置する期間が非常に短くなりますので、最大限スピードアップして8月17日には配置したいと思っております。

## 片山委員

募集にあたって年齢制限は設けているのでしょうか。

## 学校教育課長

年齢制限は設けておりません。また、教員免許等の有無も問いません。

## 松田福美委員

どなたでも意欲があればできるということですね。

## 岡寺委員

消毒用の消耗品等についてですが、これはいわゆるアルコールなのでしょうか。

住吉中学校にもありましたが、以前から、次亜塩素酸水が話題になっていて、今どのような状況になっているかをお聞きしたい。

## 学校教育課長

まず、環境清拭用、いわゆる拭いて消毒するためのアルコールと、手指消毒用のアルコール、どちらもアルコールでございます。それから、その他保健衛生用品といたしまして、非接触型の体温計、使い捨ての手袋等を準備する予定としています。

## 教育長

次亜塩素酸ナトリウムは0.05%、500ppmという基準で希釈して使用していますが、これは必ず拭き取らなければなりません。また、空中に噴霧したものを吸引してはいけないこと、直接手で触れずにビニール手袋をして消毒にあたること、金属が腐食することがあるので一度噴霧して消毒したら必ず乾いたペーパータオル等で拭き取ること等が必要とされています。

また、塩素ですので希釈しますが、希釈したものは一度作ると日持ちしませんので、使い切らなければならない等、扱いが非常に困難です。

ですので、子どもたちに扱わせることを極力避けたいということで、学校での消毒は75%から80%程度のアルコールを使用することを基本としています。

そして、次亜塩素酸水ですけれども、これは基本的に学校では使用しないこととしています。今、効能について専門家のいろいろな議論があるようですけれども、学校の中ではこれは使用しないということを基本としています。

## 教育部長

今の件ですけれども、例として、一括購入した方が良いエタノール等のアルコール消毒の材料や、あるいは清拭用のものは一括購入しますが、今回の補正予算の主要なものは学校の事情に応じて整備をしていくというものです。

子どもたちの学びの回復に充てるためですので、学校によって必要なものが変わってくるというところがありますので、学校長の裁量で予算支出ができるように、学校配当を主にしたいと思っております。

体温計が必要な学校もあるでしょうし、ゴム手袋が必要な学校もあるでしょう。またはバケツが必要という学校もあるでしょうから、相当な金額になるでしょうが、学校配当にしたいと思っております。

今、想定しているところとしては、3千万円程度を学校配当という形にしたいと思っております。

## 教育長

基本的な配当としましては、300人以下の学校規模の場合は1校あたり20万円、300人を超えて500人までの学校は75万円、500人を超えると100万円としております。

国の補助を受ける2分の1の額がその額で、実際の事業費はその倍です。ということは、残りの半分は市の予算で対応することとなります。

## 教育部長

補助金の名称は、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等における学びの保障のための人的物的体制整備事業」です。

## 教育長

当初1兆円と言われた、国の補助金である「地方創生臨時交付金」で支弁しても良いとされていますので、市の会計から支出するのではなく、国からの補助で何とかこの2分の1の部分を充当したいと思います。

## 教育部長

正式には、「地方創生臨時交付金」の前に「新型コロナウイルス感染症」等が付くようです。

## 松田福美委員

今、おっしゃった学校配当について、学校長の裁量でということですが、それはそれで実態に応じた形で大変良いと思います。

学校によって必要な物や量は違います。例えば非接触型の体温計もどのくらい必要かは学校によって違うので、そのような形をとっていただいても良いのですが、逆に、「あっちの方が良かった」や「こっちの方が良かった」等の意見が出たり、「そんなものもあったのか」ということもあるかもしれません。

現場ではいろいろな情報が飛び交うことがありますので、保健の先生等がそういった情報交換をされるとは思いますが、ぜひ情報を流していただければと思います。

購入する段になって一生懸命考えるのですが、日ごろの業務の中で考えるものですから、どれが良いのか、自分の思う範囲でしか考えられないところもあるので、管理職が困ることがあります。

## 教育長

そうですね、おっしゃるとおりです。情報提供をしっかりとお願いします。

## 学校教育課長

はい。分かりました。

## 教育長

その他に質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

## 教育長

それでは、報告第21号を承認します。

4	議案第23号 令和3年度使用周南市中学校教科用図書及び令和3年度使用周南市小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について
---	---

## 教育長

続いて、日程第4、議案第23号「令和3年度使用周南市中学校教科用図書及び令和3年度使用周南市小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について」ですが、適切な審議確保の観点から、周南市教育委員会会議規則第7条第1項の規定により、秘密会とすることをお諮りいたします。

これより採決を行います。議案第23号について、秘密会にて審議することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

※ 委員全員が挙手

それでは、議案第23号を、秘密会とすることに決定いたします。

【これより秘密会：会議録は別に作成】

**教育長**

それでは、議案第23号の審議を終了します。

以上で秘密会として審議すべき議案は終了いたしました。

それでは、以上で、「令和2年第7回教育委員会定例会」を終了いたします。

**署名委員**

松 田 福 美 委員 \_\_\_\_\_

松 田 敬 子 委員 \_\_\_\_\_